

公 売 の 概 要

1 公売期日及び会場

公売期日及び会場	公売公告番号	公売財産の 売却区分番号
平成 31 年 2 月 27 日 (水) 愛媛県水産会館 5 階会議室	第 2 号	60-1 ~ 60-3

2 公売財産

「公売財産の一覧」(P. 4) 及び「公売財産明細書」(P. 20) のとおり。

3 公売方法

入札

4 入札時間

公売期日の午後 2 時 05 分～午後 2 時 25 分まで

注) 午後 1 時 00 分～午後 1 時 40 分までが受付時間です。受付をされていない方は入札に参加できませんので、所定の時間までに必ず受付を行ってください。

5 公売保証金納付期限

公売期限の午後 1 時 00 分～午後 1 時 50 分まで

6 開札時刻

公売期日の午後 2 時 25 分

7 売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公売財産の売却区分番号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限
60-1 ~ 60-3	平成 31 年 3 月 6 日 (水) 午前 10 時 30 分 愛媛地方税滞納整理機構	平成 31 年 3 月 6 日 (水) 午前 11 時 30 分

8 入札時の携行品等

○身分に関する証明

本人確認のため、おいでになる方（代理人が入札手続きを行う場合には、代理人本人）の身分に関する証明書を提示又は提出していただきますので、**運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。**

法人代表者の場合には商業登記簿謄本等の代表権限を有することを証する書面を併せてお持ちください。

○公 売 保 証 金

公売財産ごとに所定の金額を、現金又は小切手でご用意ください。

なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、必ず公売財産（売却区分番号）ごとに小切手をご用意ください。（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）

※ 地方税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振り出しに係るもの及びその支払保証のあるものに限ります。支払地によっては納付が出来ない場合がありますので、必ず事前に愛媛地方税滞納整理機構まで確認してください。

○印 鑑

入札者が個人の場合には個人の印鑑、法人の場合には代表者の印鑑、代理人が入札手続きを行う場合には代理人の印鑑。

○収 入 印 紙（200円）

入札者が営利法人の場合又は個人営業者の場合に必要です。

○委 任 状

代理人が入札する場合は、代理人権限を証する委任状をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必要です。（入札する公売財産ごとに必要です。）

委任状には委任者の印鑑証明（発行日から3月以内）の添付が必要です。

○買受適格証明書

公売財産が農地の場合に必要です。

* 共同で入札する場合は、事前に「共同入札代表者の届出書」を作成の上、公売当日にご用意ください。

9 注意事項

- ①公売財産の「位置図」等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認の上で入札してください。
- ②土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- ③愛媛地方税滞納整理機構は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しを求める場合は、買受人が行うこととなります。
- ④愛媛地方税滞納整理機構は公売財産について瑕疵（かし）担保責任を負いません。
- ⑤「公売公告」及び「不動産公売のしおり」に掲載されている公売財産について公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。
- ⑥公売財産に係る滞納租税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取り消します。
- ⑦公売参加資格・入札方法については、「公売参加の手引」及び「記載例」をご覧ください。
- ⑧愛媛地方税滞納整理機構が実施する不動産公売について、暴力団及び不動産公売等における暴力団排除要綱第2条第1項第2号に定める「暴力団関係者等（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者及び暴力団又は暴力団関係者が、経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等）」は公売財産を買い受けることができません。最高価申込者・次順位買受申込者については、「暴力団及び暴力団関係者等ではないことの確約書」を提出していただきます。
- ⑨午後2時00分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、愛媛地方税滞納整理機構徴収課（TEL 089-913-5800（直通））までご連絡ください。